

⑤国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)について



問合せ

本庄市役所(ほんじょう しゃくしょ)：保険課(ほけんか)

☎0495-25-1116

児玉総合支所(こだま そうごう ししょ)：市民福祉課(しみんふくしか)

☎0495-72-1333

1 公的(こうてき) 医療保険(いりょうほけん)の 種類(しゅるい)

A 社会保険(しゃかい ほけん) … 会社(かいしゃ)などで 働(はたら)く人(ひと)と その 家族(かぞく)が 入(はい)る 保険(ほけん)

B 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん) … 市町村(しちょうそん)が 運営(うんえい)する 保険(ほけん)

※Bの 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)は、Aの 社会保険(しゃかいほけん)に 入(はい)っていない 人(ひと)が 入(はい)る 保険(ほけん)です。

医療費(いりょうひ)の 一部(いちぶ)を 支払(しはら)えば 病院(びょういん)の 診察(しんさつ)を 受(う)けることが できます。

※A、B どちらかの 保険(ほけん)に 入(はい)らないと、医療費(いりょうひ)の すべてを 支払(しはら)わなければ なりません。

2 国民健康保険資格(こくみん けんこう ほけん しかく)

本庄市(ほんじょうし)に 住民登録(じゅうみんとうろく)をしている 外国人(がいこくじん)で、3か月(げつ)を 超(こ)えて 滞在(たいざい)する 人(ひと)は 国民健康保険(こくみんけんこうほけん)に 入(はい)らなければ なりません。

3

国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)るための 届出(とどけ)で

本庄市(ほんじょうし)に 転入(てんにゅう)・入国(にゅうこく)したとき。

会社(かいしゃ)の 社会保険(しゃかい ほけん)を やめたとき【やめた 証明書(しょうめいしょ)が 必要(ひつよう)です。】などは 必(かならず) 14 日(にち) 以内(いない)に 手続(てつづ)きをして ください。

また 本庄市(ほんじょうし)から 転出(てんしゅつ:ほかの ところへ いく)・出国(しゅつこく:がいこくへ いく)したときや 会社(かいしゃ)などの 社会保険(しゃかい ほけん)に 入(はい)ったとき 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)の 保険証(ほけんしょう)は 使(つか)えなくなります。

その時(とき)は 保険証(ほけんしょう)を 必(かならず) 市役所(しやくしょ)に 返(かえ)してください。

4 国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)

国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)ったら 必(かならず) 国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)を 支払(しはら)う 必要(ひつよう)が あります。

国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)は 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)っている 人(ひと)がいる 世帯(せたい:おなじ ところに すんで きゅうりょうを いっしょに つかっている かぞくなど)の 世帯主(せたいぬし)に 課税(かせい)されます。

※世帯主(せたいぬし)が 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)っていない なくても 世帯(せたい)の 中(なか)に 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)っている 人(ひと)が いると 世帯主(せたいぬし)が 税金(ぜいきん)を 支払(しはら)う こと になります。

税額(ぜいがく)は 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)っている人(ひと)の 前(まえ)の 年(とし)の 所得(しょとく:はたらいて もらった おかね) 固定資産税額(こてい しさんぜい がく) 世帯(せたい)の 中(なか)の 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)っている 人数(にんずう)などで 計算(けいさん)します。

国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)を支払(しはら)われないでいると 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)の サービスを受(う)けることができなくなります。国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)を支払(しはら)う 方法(ほうほう)は 「税金(ぜいきん)と 納税(のうぜい)について」を見(み)てください。

5 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)事業(じぎょう)

① 人間ドック助成(にんげん どっく じょせい)

6か月(げつ)よりも 長(なが)く 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に入(はい)っている 35 歳(さい) 以上(いじょう)の 人(ひと)で 国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)を 全(すべて) 支払(しはら)っている人(ひと)を 対象(たいしょう)に 人間(にんげん)ドックを受診(じゅしん)した 金額(きんがく)の 一部(いちぶ)を 助成(じょせい)します【一部(いちぶ)の お金(かね)を 出(だ)します】。

② 出産育児一時金支給制度(しゅっさん いくじ いちじきん しきゅう せいど)

国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に入(はい)っている 人(ひと)が 出産(しゅっさん)：子どもを うむ ことした ときにお金(かね)を もらえます。

※国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)以外(いがい)の 社会保険(しゃかい ほけん)から 支払(しはら)われるときは 対象(たいしょう)に なりません。

③ 葬祭費支給制度(そうさいひ しきゅう せいど)

国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に入(はい)っている 人(ひと)が 死(し)んだ とき、その人(ひと)の 葬式(そうしき)を した 人(ひと)は お金(かね)を もらえます。

※国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)以外(いがい)の 社会保険(しゃかいほけん)から 支払(しはら)われるときは 対象(たいしょう)となりません。

6

健康(けんこう)づくりチャレンジポイント事業(じぎょう) (はにぽんチャレンジ)

健康(けんこう)な 生活(せいかつ)を 送(おく)ることが できるように 自分(じぶん)から 健康(けんこう)づくりの 講座(こうざ)などに 参加(さんか)してもらうための 事業(じぎょう)です。

対象(たいしょう)になっている 健康(けんこう)づくり事業(じぎょう)、健康診断(けんこう しんだん)、がん検診(けんしん)、健康講座(けんこう こうざ)などに 参加(さんか)して チャレンジポイントを ためると 商品(しょうひん)と 交換(こうかん)できます。

7

医療費(いりょうひ)が 高額(こうがく：お金(かね)が たかい)に なったとき

1人(ひとり)の 人(ひと)が 1か月間(いっかげつかん)に 同(おなじ) 医療機関(いりょう きかん)に 支払(しはら)った お金(かね)が 所得(しょとく：はたらいて もらう おかね)で 決(き)まった 上限(じょうげん)の 額(がく)を 超(こ)えたとき その超(こ)えた お金(かね)が 後(あと)で 高額療養費(こうがく りょうようひ)として 支払(しはら)われます。

なお 高額療養費(こうがく りょうようひ)に 当(あ)てはまる 場合(ばあい) 申請(しんせい)を 知(し)らせる 手紙(てがみ)を 送(おく)ります。

手紙(てがみ)を 送(おく)るのは、早(はや)くても 病院(びょういん)で 診察(しんさつ)した 月(つき)の 3か月後(さんかげつご)の 月末(げつまつ)となります。

病院(びょういん)への 入院(にゅういん)か 金額(きんがく)の 高(たかい) 通院(つういん)の 場合(ばあい)は 限度額認定証(げんどがく にんていしょう)を もらうことも できます。保険課(ほけんか)に 確認(かくにん)して ください。